

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について

令和2年12月、県内の養鶏場において県内で初となる高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生がありました。

HPAI 発生時には家きんの殺処分、ウイルスに汚染されたおそれのある物品の埋却または焼却、周辺の家きん等の移動制限、消毒ポイントの設置など、大がかりなまん延防止措置が必要となります。

以下に、県内での発生事例における防疫対応について報告します。

12月12日(土)

9:30 農場から死亡鶏増加の通報

12:30 家畜保健衛生所が緊急立入り

15:30 簡易検査で陽性を確認

家きんや物品等の評価

12月13日(日)

5:00 PCR 検査で H5 亜型を確認

国が疑似患者と判定

5:47 防疫措置開始

6:00 消毒ポイント5か所稼働

18:41 殺処分終了

12月14日(月)

20:30 埋却・第1回農場消毒終了

(防疫措置完了)

12月21日(月) 第2回農場消毒終了

12月28日(月) 第3回農場消毒終了

12月30日(水) 搬出制限区域を解除

消毒ポイント4か所の運営を終了

1月5日(火) 移動制限区域を解除

全ての消毒ポイント運営終了

防疫対応の従事者数は延べ県職員746名、市職員82名、民間事業者513人でした。土曜日の発生であり、物品の調達に時間を要する場面もありましたが、多くの関係機関や団体の御協力により国が目安とする24時間以内の殺処分、72時間以内の防疫措置完了という対応ができました。関係者の皆様には改めて感謝申し上げます。



テント基地と防疫資材



埋却作業

本病の防疫対応には、飼養者をはじめ関係機関や団体の皆様の御理解、御協力、事前の調整や準備が不可欠です。今後とも、家畜保健衛生所では飼養衛生管理基準の遵守指導はもとより、発生に備えた情報共有や連携の強化を図ってまいりますので御協力をよろしく申し上げます。(川本)